

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年6月17日（平成28年（行情）諮問第423号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第513号）

事件名：特定期間における特定地点のガードレール付替え工事の際に事前に石杭位置を測量してから元の位置に復元していることが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）4条1項の規定に基づく開示請求に対し、近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成27年3月5日付け国近整総情第3896号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

特定年月日付け総務省行政評価局行政相談課行政 相談業務室による「お申出の件について」の「4 国道42号線のガードレール付替え工事の際の境界損壊」において、特定河川国道事務所職員が「事前に石杭位置を測量してから、元の位置に復元している。」と明確に述べているから、本件対象文書は存在しているので、審査請求人の求める情報を開示すべきである。

##### （2）意見書

審査請求人から平成28年7月9日付け（同月11日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

（1）本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、本件対象文書の不存在を理由とする不開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対して、本件対象文書が存在するはずである旨を主張する審査請求を提起した。

## 2 石杭位置の変更について

国土交通省が発注する一般的な道路工事は通常、土木工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき実施されている。

本仕様書では、工事受注者は工事着手後直ちに測量を実施し、境界標等を確認しなければならないとされており、また、境界標である石杭が工事の障害になる場合は、工事受注者は監督職員の承諾を得て移設することができることとされている。

## 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書は不存在であることについて不服があると主張していることから、以下本件対象文書の保有の有無について、検討する。

### (1) 事前に石杭位置を測量したことが分かる文書について

工事受注者は仕様書に基づき、工事着手後直ちに工事測量を実施し、境界標等を確認しなければならないとされているが、測量の結果、実際の境界標の位置が設計図書に示されている境界標の位置と異なっていた場合にのみ監督職員が工事受注者に工事打合簿で指示している。したがって、石杭位置を測量したことが分かる文書は、測量の結果、実際の境界標の位置と設計図書に示されている境界標の位置が異なっていた場合にのみ存在し、その文書は工事打合簿である。

### (2) 石杭位置を移設して、復元したことが分かる文書について

石杭位置を移設する場合は、仕様書に基づき、監督職員の承諾を得て行うこととされているが、工事受注者は、監督職員に承諾をもらうべく協議し、監督職員が石杭位置の移設に承諾した場合には、工事打合簿に承諾した旨を記載する。また、移設した石杭を元の位置に復元した際には、工事受注者が監督職員に工事完成図を提出する。

したがって、石杭位置を移設して復元したことが分かる文書は、工事打合簿及び請負工事完成図である。

上記のことから、工事打合簿及び請負工事完成図が本件対象文書となる。

### (3) 文書の保存期間について

近畿地方整備局事務所・出張所文書管理規則（平成13年1月6日国近整訓第4号）によれば、申請書、請負工事完成図に関する文書の保存期間は5年と規定されている（28条）。保存期間の起算点は、作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算すると規定されて

いる（29条1項）から、現時点では当該文書の保存期間は満了している。

念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件対象文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室、書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

#### 4 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書の不存在を理由に不開示とした原処分は、妥当であると考ええる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月11日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月6日 審議
- ⑤ 同年11月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書は存在するはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、特定年月日付け総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室による「お申出の件について」に対して、特定河川国道事務所が「工事の際に一旦抜いたと思われる石杭については、事前に石杭位置を測量してから、元の位置に復元しているものと認識している」旨回答したことから、その根拠となる文書の開示を求めるものである。

イ 特定地点のガードレールの付替え工事の際、石杭を一旦引き抜き、復元したと思われるが、同付替え工事から9年経過し、同付替え工事の関係文書は残されていない。

ウ 理由説明書（上記第3）には本件対象文書として「工事打合簿」及び「請負工事完成図」を作成、取得し、保存期間満了により廃棄したかのように記載したが、石杭位置の測量及び復元を行う場合に作成又

は取得する文書であるから、これらの文書を作成又は取得したはずであるという意味で記載したものであり、実際にこれらの文書を作成又は取得したか現時点では不明である。

エ 上記アの特定河川国道事務所の回答は、現場の状況を確認した結果に基づき、石杭を引き抜く場合には、当然石杭位置を測量した上で元の位置に復元しているはずであるから、その認識を回答したものであって、根拠となる文書は存在していない。

オ 念のため、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し、本件対象文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室、書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書は不存在であるとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、近畿地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、近畿地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

特定期間の特定地点のガードレール付替え工事の際，事前に石杭位置を測量してから，元の位置に復元したことが分かる情報。（文書）